

平成25年5月17日

調査結果報告書

三田市行政監察員 伊 元 啓 印

通報受理日	平成25年3月21日	
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ・FAX	(時 分～ 時 分)
通報者	・実名(※) ・匿名	所属部署
通報内容	労使協議において取り決められるべき、職員用駐車場の使用料について、労使協議を無視して使用料を決めた。 上記、一方的な取決めは違法である。	
調査経過	<p>上記通報が、平成25年3月21日に行政監察員(以下、当職という。)宛にあり、同通報の中に、職員用駐車場の値上げは、3月の議会の決議を経て本年4月から実施される予定なので、議会に間に合うように早急な対応を求めていたので、当職から、通報者に電話をかけて、日程的に無理であることを説明し、通常の間による調査結果の公表において見解を示すことで了解を得た。</p> <p>本制度においては、客観的な資料の収集及び関係者の事情聴取などを経て検討をするために日程的に3月議会に間に合う対応は不可能であるということにとどまらず、対象者に対して、一定の考慮期間を設けて、説明・弁明の機会を与えなければならず制度の制約上不可能であった。</p> <p>当職は、同日から上記通報に関わる法令(法律の規定及び三田市条例)について調査した上、同年4月3日、三田市コンプライアンス推進本部事務局(以下、事務局という。)に対して以下の資料の提出を求めた。</p> <ol style="list-style-type: none">1 三田市の部署に関する平成24年度の組織図2 三田市の平成24年度の事務分掌を定めた例規3 駐車場の設置・管理を定めた例規(使用料の算定基準の分かる書面を含む)4 駐車場の管理形態が分かるもの(外部委託をしている場合には委託契約書等の契約書を含む)5 駐車場の直近年度の台数・金額などの運用実績・収支が分かるもの(各駐車場別に整理したものがあれば、それを含む)6 駐車場使用料について労使協議の対象としていることが分かる書類(労使間に	

	<p>取り交わされた書面または議事録等を含む)</p> <p>7 職員労働組合に関する法令（条例・規則を含む）</p> <p>これに応じて、事務局から同年4月8日付で、平成24年度の組織図をはじめ、関係する法律や条例，規則のほか、「三田市職員等駐車場の使用に関する要綱」と題する書面その他当職の求めに応じた資料の提供があった。</p> <p>更に、当職は、同年4月17日に三田市公益目的通報者保護条例第10条第4項に基づく文書を対象者に送付した。</p> <p>これに対し、対象者から『職員駐車場見直し』にかかる労使協議経過等について』と題する書面，団体交渉議事概要メモ3通，予備交渉協議メモ4通，予備交渉議事概要メモ16通の提出があった。</p> <p>これらのメモには予備交渉協議または団体交渉において資料となった文書として、以下の書面の添付があった。</p> <p>「職員駐車場の使用について」と題する書面（平成23年8月17日付） 「職員駐車場の見直しについて」と題する書面（平成24年3月19日付） 「職員駐車場の見直しに関する協議の申し入れについて」と題する書面 （同年4月5日付） 「職員駐車場の見直しについて」と題する書面（同年4月17日付） 「自動車通勤に関するアンケート調査のお願い」と題する書面 （同年4月付，アンケート調査票付） 「職員駐車場の見直しについて（協議提案）」と題する書面（同年4月20日付） 「自動車通勤に関するアンケート調査票」と題する書面 「自動車通勤に関するアンケート調査結果」と題する書面（同年5月10日付） 「自家用車通勤変更依頼結果の分析と制限拡大について」と題する書面 （同年6月20日付） 「自家用自動車通勤変更依頼結果と使用料見直しについて」と題する書面 （同年8月13日付）</p>
<p>調 査 結 果</p>	<p>調査の結果によれば、別紙に掲げる事実が認められる。</p> <p>これらの経過に照らし、当職は以下のとおり判断する。</p> <p>第1に、本件に関する団体交渉が3回実施されており、その間に20回に及ぶ予備交渉があり、市側から組合側に対して10通の文書が配布されており、市側が本件の駐車料金の値上げを必要とした根拠の周知及び組合側への協議資料の提供は相応になされていることが認められる。予備交渉の開始時期は平成23年8月17日と1年半以上前であり、組合側にも交渉の十分な準備期間があった。</p> <p>第2に、市側は、交渉の過程において、駐車場の今後の利用に関し、駐車台数の</p>

	<p>確保及び駐車場確保の必要性の高い職員の選択について、アンケート調査を実施して駐車台数の整理を行うなど、組合側の意見を付度しており、労使協議の実質を備えていると認められる。</p> <p>以上によれば、本件に関する労使交渉は十分な交渉期間と交渉の実質を備えており、自動車通勤に対する通勤手当の範囲に駐車料金が含まれていないことや公有財産の使用料については法律及び条例に従った厳格な規制が求められることに照らすと、月額6,600円の算定は適法であると判断する。</p> <p>最後に、当職としては、交渉の経過において、双方に具体的な金額に対する協議がない中で、市側は駐車料金を月額6,600円から減額することができないことについて丁寧な説明があったとは思えない。組合側にすれば結果として月額6,600円が微動だにできなかったとの印象を拭えない交渉経過となっているものと思料する。</p> <p>職員駐車場の料金設定を労使の交渉事項とする以上、たとえ、その料金が法令により厳格に定められるべき性質であるとしても、その説明は誠実になされなければならない。</p> <p>したがって、市側としては、この点について今後十分に意を用いたうえで、次回以降の駐車料金改定に際し、丁寧な説明を心掛け、双方の合意形成に向けて努力するようここに要望するものである。</p>
添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。

【別紙】

平成 23 年 8 月 17 日	第 1 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、市側から「職員駐車場の使用について」と題する書面が提出され、駐車料金の見直しが必要であること等が提案された。
平成 23 年 10 月 5 日	第 2 回予備交渉が、組合側は書記長、市側は人事課長及び同課副課長の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 23 年 12 月 20 日	第 3 回予備交渉が、組合側は書記長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 24 年 2 月 8 日	第 4 回予備交渉が、組合側は副委員長 1 名及び書記長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 24 年 3 月 19 日	第 5 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。なお、この際、市側から「職員駐車場の見直しについて」と題する書面が提出され、駐車料金として月額 6,600 円（根拠：土地の賃料を駐車台数で割り出し算出）とすることが提案された。
平成 24 年 3 月 29 日	第 6 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 24 年 4 月 5 日	第 7 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。なお、この際、市側から「職員駐車場の見直しに関する協議の申し入れについて」と題する書面の提出により正式に協議の申し入れがなされた。
平成 24 年 4 月 17 日	第 8 回予備交渉が、組合側は副委員長 1 名及び書記長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。なお、この際、市側から「職員駐車場の見直しについて」と「自動車通勤に関するアンケート調査のお願い（アンケート調査票付）」と題する書面が提出された。
平成 24 年 4 月 20 日	第 9 回予備交渉が、組合側は副委員長 1 名及び書記長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。なお、この際、市側から「職員駐車場の見直しについて（協議提案）」と題する書面が提出された。
平成 24 年 5 月 10 日	第 10 回予備交渉が、組合側は書記長及び会計部長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。なお、この際、市側から「自動車通勤に関するアンケート調査結果」と題する書面が提出された。
平成 24 年 6 月 20 日	第 11 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。なお、この際、市側から「自家用車通勤変更依頼結果の分析と制限拡大について」と題する書面が提出された。
平成 24 年 6 月 28 日	第 12 回予備交渉が、組合側は書記長及び執行委員 1 名、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 24 年 8 月 13 日	第 13 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。なお、この際、市側から「自

	家用自動車通勤変更依頼結果と使用料見直しについて」と題する書面が提出された。
平成 24 年 8 月 27 日	第 14 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 24 年 9 月 12 日	第 15 回予備交渉が、組合側は副委員長 1 名及び書記長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 24 年 11 月 30 日	第 16 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 25 年 2 月 15 日	第 17 回予備交渉が、組合側は書記長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 25 年 2 月 18 日	第 1 回団体交渉が、組合側は委員長、副委員長 2 名、書記長、書記次長及び執行委員 1 名、市側は総務部長、同部次長、人事課長、同課参事及び同課副課長の出席のもとで行われ、市側から職員駐車場の賃借料に市税を投入することが厳しい中では駐車料金を月額 6,600 円に値上げするしかないのが現状であるとの報告がなされた。
平成 25 年 2 月 27 日	第 18 回予備交渉が、組合側は書記長及び執行委員 1 名、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 25 年 2 月 28 日	第 2 回団体交渉が、組合側は委員長、副委員長 2 名、書記長、書記次長及び執行委員 1 名、市側は総務部長、同部次長、人事課長、同課参事及び同課副課長の出席のもとで行われ、組合側から駐車場の金額はまだ出しておらず、3,000 円から 4,000 円くらいではないかと考えるが、具体的な金額は改めて提示することが表明された。
平成 25 年 3 月 5 日	第 19 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、引き続き協議された。
平成 25 年 3 月 14 日	第 20 回予備交渉が、組合側は書記長及び書記次長、市側は人事課長及び同課参事の出席のもとで行われ、組合側は 4,000 円が限度であるとの意見を示した。
平成 25 年 3 月 14 日	第 3 回団体交渉が、組合側は委員長、副委員長 3 名、書記長、書記次長、貸対部長及び会計部長、市側は総務部長、同部次長、人事課長、同課参事及び同課副課長の出席のもとで行われ、市側からは賃借料に公費が投入できないので 4 月から月額 6,600 円とするとした主張がなされ、組合側からは月額 4,000 円について再検討を求めるも、市側は検討済みとして終了した。